

(参考) コロナ特貸等の拡充内容の回答例

<コロナ特貸(生活衛生コロナ特貸を含む。以下同じ。)の拡充内容に関する問い合わせ>

Q1-1 コロナ特貸の制度拡充が公表されましたが、具体的にどのように変わるのか教えてください。

A1-1 新型コロナウイルスの影響による売上減少に加え、既存の借入負担が重荷となっている事業者様の返済負担を軽減するため、これまで低減利率(基準(災害)-0.9%)の対象外であった既存融資の借替部分にも当初3年間の低減利率が適用できるようになります。また、今回拡充される既存融資の借替に対する低減利率部分についても、現在、政府が詳細を検討している「特別利子補給制度」の対象となる予定と聞いております。

Q1-2 (更問) 融資枠が増えるのでしょうか。

A1-2 低減利率でご利用いただけるお使いみちの対象にお借替部分が追加されます。
なお、ご融資限度額の別枠6,000万円と低減利率限度額の3,000万円は変わりません。

Q1-3 (更問) 拡充後の融資制度はいつから始まりますか。

A1-3 令和2年度補正予算の成立以降、準備が整いしだい、お取扱いを始めます。

Q1-4 (更問) 新たな資金は不要なため、既存融資の借替だけで申込みできますか。

A1-4 借替のみのお申込みは、取扱っておりません。既存融資のお借替は、新たな資金と併せてお借替のご希望がある場合に取扱っております。

<コロナマル経・衛経の拡充内容に関する問い合わせ>

Q2-1 コロナマル経・衛経の制度拡充が公表されていましたが、具体的にどのように変わるのか教えてください。

A2-1 新型コロナウイルスの影響による売上減少に加え、既存の借入負担が重荷となっている事業者様の返済負担を軽減するため、これまで低減利率(特利F-0.9%)の対象外であった既存融資の借替部分にも当初3年間の低減利率が適用できるようになります。また、現在、政府が詳細を検討している「特別利子補給制度」の対象に、コロナマル経・衛経(別枠の1,000万円部分)も追加されます。

Q2-2 (更問) 融資枠が増えるのでしょうか。

A2-2 低減利率でご利用いただけるお使いみちの対象にお借替部分が追加されます。
なお、ご融資限度額の別枠1,000万円は変わりません。

Q2-3 (更問) 拡充後の融資制度はいつから始まりますか。

A2-3 令和2年度補正予算の成立以降、準備が整いしだい、お取扱いを始めます。
申込のお手続きは、コロナマル経の場合は最寄りの商工会議所又は商工会に、コロナ衛経の場合は最寄りの生活衛生同業組合にご相談ください。

Q2-4 (更問) 新たな資金は不要なため、既存融資の借替だけで申込みできますか。

A2-4 借替のみのお申込みは、取扱っておりません。既存融資のお借替は、新たな資金と併せてお借替のご希望がある場合に取扱っております。

<コロナ特貸等で融資実行済の事業者からの問い合わせ>

Q3-1 3月に、コロナ特貸を利用し既存融資を借り替えてもらいました。今後は借替部分にも当初3年間「基準(災害)-0.9%」の低減利率が適用されると聞きましたが、3月に借入れた融資の借替部分には、低減利率は適用されないのでしょうか。

A3-1 令和2年1月29日以降にご利用いただいたご融資のうち、コロナ特貸の要件に該当する方については、当初3年間に適用される低減利率の限度額「3,000万円」までは、借替部分も含めて、ご融資時に遡って低減利率を適用することができます。ただし、低減利率に変更できる金額は、既にご利用いただいている低減利率の金額と合わせて「3,000万円」までとなります。

なお、コロナマル経・衛経についても、一般マル経・衛経での借替部分について、当初3年間に適用される低減利率の限度額「1,000万円」までの範囲で同様の取扱となります。

Q3-2 (更問) どういった手続きが必要ですか。

A3-2 詳細は現在検討中ですが、コロナ特貸を適用し既存融資のお借替をされたお客さまは、特段お手続きは生じない見込みです。対象となるご融資の利率変更が完了したのち、お手紙で利率変更のご案内や新しい返済予定表をお送りする予定です。

なお、コロナマル経・衛経についても、一般マル経・衛経でお借替をされたお客さまについて、同様の取扱を予定しております。

Q3-3 (更問) 利率が変更されるのはいつ頃ですか。

A3-3 詳細は、現在検討中ですが、5月中旬以降、対象となるご融資の利率変更を順次行ってまいります。利率変更後にお送りするご案内をお待ちください。

なお、コロナマル経・衛経についても、同様の取扱を予定しております。

Q3-4 (更問) 利率変更した借替部分は、特別利子補給制度の対象になりますか。

A3-4 対象となる予定と聞いています(マル経・衛経も同様)。

<コロナ特貸以外(一般貸付、SN貸付、激変貸付等)で融資実行済の事業者からの問い合わせ>

Q4-1 担当の方から「2月にSN貸付を利用した場合でも、3月に創設されるコロナ特貸の要件に当てはまっていれば、借替部分を除き、遡ってコロナ特貸の低減利率「基準(災害)-0.9%」が適用される。」と説明を受け、2月にSN貸付を利用し既存融資を借替えました。今後は借替部分にも当初3年間の低減利率が適用されると報道されていましたが、2月に借入れた融資の借替部分には、低減利率は適用されないのでしょうか。

A4-1 令和2年1月29日以降にご利用いただいたご融資のうち、コロナ特貸の要件に該当する方については、当初3年間に適用される低減利率の限度額「3,000万円」までは、借替部分も含めて、ご

融資時に遡って低減利率を適用することができます。

Q4-2 (更問) どういった手続きが必要ですか。

A4-2 詳細は、現在検討中ですが、ご融資時点の最近1カ月の売上高が5%以上減少していることを確認するための「申告書」や利率等の変更に関する「お申込書」のご提出をお願いする予定です。

Q4-3 (更問) 最近1カ月の売上高は、「現時点」の最近1カ月でも認められますか。

A4-3 申し訳ございませんが、「ご融資時点」の最近1カ月となります。融資後にコロナ特貸の要件に該当したお客さまにおかれては、新たな資金と併せて既存融資のお借替について改めてご相談ください。

Q4-4 (更問) 案内が来るのは(利率が変更されるのは)いつ頃ですか。

A4-4 詳細は、現在検討中ですが、4月下旬以降、対象となるお客さまにお手紙で順次ご案内する予定です。「お申込書」や「申告書」をご提出いただき、ご融資利率の変更を実施します。ご案内まで今しばらくお待ちください。

Q4-5 (更問) 利率変更した借替部分は特別利子補給制度の対象になりますか。

A4-5 対象となる予定と聞いています。

<マル経・衛経で融資実行済の事業者からの問い合わせ>

Q5-1 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、コロナマル経の拡充前の2月にマル経で融資を受けました。今後は借替部分にも当初3年間の低減利率が適用されると報道されていましたが、2月に借入れたマル経の借替部分には、低減利率は適用されないのでしょうか。

A5-1 令和2年1月29日以降にご利用いただいたご融資のうち、コロナマル経・衛経の要件に該当する方については、当初3年間に適用される低減利率の限度額「1,000万円」までは、借替部分も含めて、ご融資時に遡って低減利率を適用いたします。

Q5-2 (更問) どういった手続きが必要ですか。

A5-2 詳細は、現在検討中ですが、ご融資時点の最近1カ月の売上高が5%以上減少していることを確認するため「申告書」等のご提出をお願いする予定です。

Q5-3 (更問) 最近1カ月の売上高は、「現時点」の最近1カ月でも認められますか。

A5-3 申し訳ございませんが、「ご融資時点」の最近1カ月となります。

Q5-4 (更問) 案内が来るのは(利率が変更されるのは)いつ頃ですか。

A5-4 詳細は、現在検討中ですが、4月下旬以降、推薦申込をされた推薦団体からご案内される予定です。ご案内まで今しばらくお待ちください。

Q5-5 (更問) 利率変更した借替部分は特別利子補給制度の対象になりますか。

A5-5 対象となる予定と聞いています。

<民間金融機関の実質無利子化に関する問い合わせ>

Q6 民間金融機関の融資も実質無利子化すると公表されていましたが、詳細を教えてください。

A6 申し訳ございませんが、民間金融機関融資の実質無利子化については、公表された情報以外は存じあげません。恐れ入りますが、中小企業庁の中小企業金融相談窓口(03-3501-1544)にお問い合わせください。